

認知症施策の推進について

岩手県保健福祉部長寿社会課

共生社会の実現を推進するための認知症基本法 概要

令和5年法律第65号
令和5年6月14日成立、
同月16日公布
令和6年1月1日施行

1.目的

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進

⇒ **認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進**

～共生社会の実現の推進という目的に向け、基本理念等に基づき認知症施策を国・地方が一体となって講じていく～

2.基本理念

認知症施策は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、①～⑦を基本理念として行う。

- ① 全ての認知症の人が、**基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。**
- ② 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する**正しい知識**及び認知症の人に関する**正しい理解**を深めることができる。
- ③ 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で**障壁**となるものを**除去**することにより、全ての認知症の人が、**社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができる**とともに、自己に直接関係する事項に関して**意見を表明する機会**及び社会のあらゆる分野における活動に**参画する機会**の確保を通じて**その個性と能力を十分に発揮**することができる。
- ④ 認知症の人の**意向を十分に尊重**しつつ、**良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービス**が切れ目なく提供される。
- ⑤ 認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が**地域において安心して日常生活を営むことができる。**
- ⑥ **共生社会の実現に資する研究等を推進**するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る**予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法**、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための**社会参加の在り方**及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる**社会環境の整備**その他の事項に関する科学的知見に基づく**研究等の成果**を広く**国民が享受**できる環境を整備。
- ⑦ 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の**各関連分野**における**総合的な取組**として行われる。

3.国・地方公共団体等の責務等

国・地方公共団体は、**基本理念**にのっとり、認知症施策を**策定・実施する責務**を有する。

国民は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する**正しい知識**及び認知症の人に関する**正しい理解**を深め、共生社会の実現に**寄与**するよう努める。

政府は、認知症施策を実施するため必要な**法制上**又は**財政上**の措置その他の措置を講ずる。

※その他保健医療・福祉サービス提供者、生活基盤サービス提供事業者の責務を規定

4.認知症施策推進基本計画等

政府は、**認知症施策推進基本計画**を策定（認知症の人及び家族等により構成される**関係者会議**の意見を聴く。）

都道府県・市町村は、それぞれ**都道府県計画**・**市町村計画**を策定（認知症の人及び家族等の意見を聴く。）（努力義務）

（出典）令和5年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料(認知症施策・地域介護推進課)

5. 基本的施策

①【認知症の人に関する国民の理解の増進等】

国民が共生社会の実現の推進のために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深められるようにする施策

②【認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進】

- ・ 認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域作りの推進のための施策
- ・ 認知症の人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるようにするための施策

③【認知症の人の社会参加の機会の確保等】

- ・ 認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるようにするための施策
- ・ 若年性認知症の人（65歳未満で認知症となった者）その他の認知症の人の意欲及び能力に応じた雇用の継続、円滑な就職等に資する施策

④【認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護】

認知症の人の意思決定の適切な支援及び権利利益の保護を図るための施策

⑤【保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等】

- ・ 認知症の人がその居住する地域にかかわらず等しくその状況に応じた適切な医療を受けることができるための施策
- ・ 認知症の人に対し良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスを適時にかつ切れ目なく提供するための施策
- ・ 個々の認知症の人の状況に応じた良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるための施策

⑥【相談体制の整備等】

- ・ 認知症の人又は家族等からの各種の相談に対し、個々の認知症の人の状況又は家族等の状況にそれぞれ配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするために必要な体制の整備
- ・ 認知症の人又は家族等が孤立することがないようにするための施策

⑦【研究等の推進等】

- ・ 認知症の本態解明、予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法等の基礎研究及び臨床研究、成果の普及 等
- ・ 認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方、他の人々と支え合いながら共生できる社会環境の整備等の調査研究、成果の活用 等

⑧【認知症の予防等】

- ・ 希望する者が科学的知見に基づく予防に取り組むことができるようにするための施策
- ・ 早期発見、早期診断及び早期対応の推進のための施策

※ その他認知症施策の策定に必要な調査の実施、多様な主体の連携、地方公共団体に対する支援、国際協力

6. 認知症施策推進本部

内閣に内閣総理大臣を本部長とする**認知症施策推進本部**を設置。基本計画の案の作成・実施の推進等をつかさどる。

※基本計画の策定に当たっては、本部に、**認知症の人及び家族等**により構成される**関係者会議**を設置し、意見を聴く。

※ 施行期日等：令和6年1月1日施行、施行後5年を目途とした検討

認知症施策推進基本計画(案)について

1 認知症施策推進基本計画の策定状況

共生社会の実現を推進するための認知症基本法第11条において、国が策定することとされている認知症施策推進基本計画については、令和6年7月の素案の公示と併せてパブリックコメントを実施され、9月2日に計画(案)が示されたところ。

国が示すスケジュールでは、令和6年秋頃に閣議決定される見込みである。

2 認知症施策推進基本計画(案)の構成

前文

I 認知症施策推進基本計画について

II 基本的な方向性

III 基本的施策

1～12 認知症の人に関する国民の理解の増進等、認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進、
認知症の人の社会参加の機会の確保等ほか

IV 第1期基本計画中に達成すべき重点目標等

V 推進体制等

1 都道府県計画・市町村計画の策定等について

2 基本計画の見直しについて

岩手県認知症施策推進計画について

1 岩手県における都道府県認知症施策推進計画の位置付け

本年1月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」において、都道府県は「都道府県認知症施策推進計画」の策定が努力義務とされた。

当該計画は、介護保険事業支援計画をはじめ、他の計画と一体的に定めることは可能と解されており、当該計画といわていきいきプラン（2024～2026）を一体的に策定している。

2 いきいきプラン2024～2026における認知症施策の概要

第1 普及啓発及び本人発信支援

認知症の人の意思が尊重され、認知症になってもできる限り住み慣れた地域で自分らしく安心して生活することができるよう、認知症に関する正しい知識と理解を深めるための普及啓発や本人発信支援を推進する。

第2 医療・ケア・介護サービスと家族への支援

認知症の早期発見・早期対応が行えるよう、治療体制や相談支援体制の充実、専門医療機関につながる一連の仕組みづくりなど、専門的で総合的な認知症の相談・診療体制の更なる質の向上や関係機関の連携強化を図る。

また、切れ目のない認知症への対応が可能となるよう、認知症ケアに関する医療・介護連携を推進する。

第3 認知症バリアフリーの推進と社会参加支援

認知症になってもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けていくための障壁を減らす「認知症バリアフリー」の取組を促進するとともに、認知症の人の社会参加を促進する。

いわて認知症希望大使について【R6新規】

1 いわて認知症希望大使の概要

認知症になってからも希望を持って暮らせる共生社会を認知症の人とともに創っていくため、認知症の人本人が自らの経験等を発信し、認知症に対する社会の理解を深める活動を行っていただくもの。

今年度は、県が作成する認知症施策に関するパンフレット案に係る意見交換や、県主催の認知症セミナーへの参加等の活動を予定。

来年度以降は、認知症サポーター養成講座や各種研修等へ参加し、自らの経験等を発信していただくこと等を検討する。

- （ 任期：2年（再任可）
- （ 定員：なし（各広域振興圏1名以上を目安）

2 大使について

| 氏名（年齢） | 市町村 | これまでの活動 |
|-----------|-----|--|
| 大坪 長六（81） | 滝沢市 | <ul style="list-style-type: none">・令和4年3月「アルツハイマー型認知症」の診断を受ける。・高齢者が安全に車を運転し、いきいきと生活を送るサポートの場である「いきいきドライブCafé」（※1）に、運転免許証を自主返納した当事者であるアドバイザーとして参加し活動。・令和5年9月に開催された「認知症市民公開講座in滝沢」（岩手西北医師会・住友ファーマ(株)共催）において、認知症の当事者として民謡を披露（※2）した。 |

※1 いきいきドライブcafé

R5.7.5に岩手西北医師会認知症支援ネットワーク（やまぼうしネットワーク）、STモータースクール北校、滝沢市、八幡平市が共催で開催した、高齢者が安全に車を運転し、いきいきと生活を送るためのサポートの場のこと。

※2 民謡の披露

認知症市民講座や地域のイベントで民謡を披露しているほか、全国大会への出場経験がある。

3 委嘱期間

令和6年9月4日～令和8年9月3日（2年間）

県内医療機関におけるアルツハイマー病の抗アミロイドβ抗体薬（レカネマブ）への対応状況調査について

1 対応状況に係る調査及び対応医療機関の公表について

県内医療機関におけるアルツハイマー病の抗アミロイドβ抗体薬（レカネマブ）への対応状況を把握し、県ホームページにおいて治療に関する情報を県民に周知するため、関係医療機関を対象に調査を実施した。

レカネマブの投与に対応しており、かつ、県ホームページでの公表に同意のあった医療機関については、今後、県ホームページにおいて公表予定である。

2 調査の概要

(1) 調査時点

令和6年8月1日時点

(2) 調査期間

令和6年7月31日から8月23日まで

(3) 調査対象の医療機関

以下のいずれかに該当する医療機関とする。

ア 県内の全ての病院

イ 県内の診療所のうち以下に当てはまる診療所

- ・ 県立及び市町村立診療所
- ・ 精神科、神経科、神経内科、脳神経内科、脳神経外科、老年科の診療科がある診療所

(4) 主な調査項目

- ・ レカネマブの初回投与から6カ月までの投与（以下「初回投与」）の体制整備状況
- ・ レカネマブの初回投与後6カ月以降の投与の体制整備状況
- ・ アミロイドPET検査の体制整備状況
- ・ 脳脊髄液（CSF）検査の体制整備状況
- ・ 県ホームページにおける公表に係る同意の有無

若年性認知症の人への支援

1 若年性認知症コーディネーターの設置

若年性認知症の人やその家族等からの相談対応及び若年性認知症の人やその家族等の支援に携わる者のネットワークを調整する者（若年性認知症コーディネーター）を配置することで、若年性認知症の特性に配慮した就労継続支援及び社会参加支援等を推進する。

2 若年性認知症支援ネットワーク会議の開催

若年性認知症の鑑別診断や対応に関する情報収集、若年性認知症への対応について基幹型認知症疾患医療センターや若年性認知症支援関係団体等と検討・意見交換を実施。

【委員】 公益社団法人認知症の人と家族の会岩手県支部、あざみの会(若年性認知症と家族の会)、岩手県立大学社会福祉学部、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構岩手県支部 岩手障害者職業センター、岩手労働局労働基準部健康安全課、岩手県作業療法士会、NPO法人第二のわが家、盛岡市長寿社会課

【オブザーバー】 岩手県（長寿社会課、障がい保健福祉課、定住推進・雇用労働室）

【事務局】 岩手医科大学脳神経内科・老年科